

お客様各位

株式会社 ジャルカーゴセールス

動物輸送 (犬・猫等)にかかわるケージの規定について (お願い)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はJALCARGOをご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、昨今 犬を初めとした動物輸送の際、IATA Live Animal Regulation上の規定違反(ペット・ケージが十分な大きさでないという理由)により、到着地にてトラブルとなるケースが多く発生しております。

つきましては、動物輸送時の取扱いにつき、下記の通りご留意頂きます様、宜しくご協力をお願い致します。

敬具

— 記 —

1. 対象

犬・猫等の動物(AVI)輸送

2. 確認事項

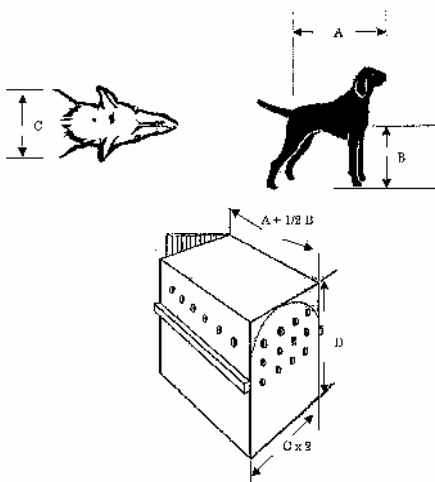
犬・猫等を航空機で輸送する場合は、ペットの体格に対して十分な大きさのペット・ケージである事を確認の上(*1)、航空会社上屋への搬入をお願い致します。

(*1) 動物を入れるケージの大きさは、IATA Live Animal Regulationの規定(8章 CONTAINER REQUIREMENT 1のSize)を遵守の上、下記目安を満たす様にして下さい。

縦 : 体長(A) + 足の長さ(B)の1/2

横 : 肩幅(C)の2倍

高さ : 動物が立った時に、ケージの天井に頭がつかない程度(D)



(抜粋) IATA Live Animal Regulation

Chapter 8 CONTAINER REQUIREMENTS

CONTAINER REQUIREMENT 1

Size ;

Each animal contained in the container must have enough space to turn about normally while standing, to stand and sit erect, and to lie in a natural position.

動物が入ったケージは、動物が立ったまま方向転換したり、足を真っ直ぐにして立ったり座ったり、自然な状態で横になれる様に、十分な大きさでなければならない。

3. その他

当該規定に則ったケージ手配は、荷主様・代理店様の責任において確実に実施頂きます様、お願い致します。不十分な大きさのケージを使用する事で、着地当局から罰金を課せられた場合は、AWBの訂正により関連費用をお客様にご負担頂くこととなりますのでご了承下さい。

また、JALCARGOでは搬入されたケージの大きさが不十分である場合、受託をお断りするか、より大きなケージへの交換をお願いする事もございますので、何卒ご了承下さい。

以上